

# 福 祉

## 1 科目構成と内容

### 社会福祉基礎

- (1) 現代社会と社会福祉
- (2) 社会福祉の理念と意義
- (3) 社会福祉の歴史
- (4) 社会福祉分野の現状と課題
- (5) 社会福祉の担い手と福祉社会への展望

### 社会福祉制度

- (1) 社会福祉の法と制度
- (2) 高齢者・障害者の福祉
- (3) 児童家庭福祉
- (4) 社会福祉関連施策
- (5) 社会福祉施設

### 社会福祉援助技術

- (1) 社会福祉援助活動の意義と方法
- (2) 社会福祉援助技術の方法と実際
- (3) レクリエーションの考え方と展開
- (4) コミュニケーションの技法

### 基礎介護

- (1) 介護の意義と役割
- (2) 高齢者の生活と心身の特徴
- (3) 障害者の生活と心理
- (4) 自立生活支援と介護
- (5) 地域生活を支えるシステム

### 社会福祉実習

- (1) 介護技術の基本と実際
- (2) 高齢者と障害者の介護
- (3) 社会福祉現場実習

### 社会福祉演習

- (1) 調査、研究
- (2) 事例研究
- (3) ケアプラン

### 福祉情報処理

- (1) 高度情報通信社会と福祉サービス
- (2) コンピュータの仕組みと活用
- (3) 福祉サービスとコンピュータ活用

この教科は、7科目で構成され、「社会福祉基礎」及び「社会福祉演習」は、原則として福祉に関する学科においてすべての生徒が履修する科目である。職業に関する学科における原則履修科目である「課題研究」については、「社会福祉演習」の履修により同様の効果が期待できるため、設けていない。

科目構成及び内容は、介護福祉士受験資格取得に配慮したものとなっているが、広く福祉マインドを育てる教育を基礎とする広がりのある教科であり、幅広い人間教育が根底に置かれている。

## 2 設定の基本的な考え方

我が国の急速な高齢化の進展に伴い、国民の福祉ニーズは、高度化、多様化するとともに、著しく増大しており、高齢者や障害のある人々等への、よりきめ細やかな介護サービスに対応できる専門的な知識や技術を有する人材の育成と確保が極めて重要な課題となっている。

また、高齢社会においては高齢者を思いやる気持ちやいたわる気持ちを持つなど、豊かな人間性を育む教育が一層重要となると同時に、要介護高齢者等の自立を支援する能力や技能を持った人材を養成する必要性も高い。こうした状況を踏まえて教育体制を充実し、福祉関連業務に従事する人材の育成を促進するため、今回の改訂により専門教育に関する教科「福祉」が新設された。

## 3 教科の内容

### (1) 目 標

福祉科の目標は、次のとおり示されている。

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉との理念と意義を理解させるとともに社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

教科「福祉」では、人間教育を基盤として、福祉関連業務に専門職として従事する基礎的・基本的な知識と技術を習得させることや、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する役割を果たすことのできる創造的な人材を育成することをねらいとしている。

## (2) 各科目

新設された7科目のうち基礎的、中核的な次の4科目について述べる。

### 〈社会福祉基礎〉

#### ア 目標

社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、現代社会における社会福祉の意義や役割を理解させるとともに、社会福祉の向上を図る能力と態度を育てる。

#### イ 内容の構成と取扱い

(ア) 内容は、(1) 現代社会と社会福祉、(2) 社会福祉の理念と意義、(3) 社会福祉の歴史、(4) 社会福祉分野の現状と課題、(5) 社会福祉の担い手と福祉社会への展望の5項目である。

(イ) この科目は、教科「福祉」の基礎的科目として位置付けられていることから、社会福祉の全体像をとらえさせるよう留意する。また、社会福祉に対する興味・関心を高め、社会福祉に関する学習の基本的な心構えを身に付けさせるようにする。

(ウ) 社会福祉は慈恵ではなく、住民の自己選択・自己決定を尊重しての地域自立生活支援を目的とした、歴史的に作り上げてきた「社会の制度」であることを理解させる。

### 〈基礎介護〉

#### ア 目標

介護の意義及び高齢者と障害者における介護の役割を理解させ、介護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、介護を適切に行う能力と態度を育てる。

#### イ 内容の構成と取扱い

(ア) 内容は、(1) 介護の意義と役割、(2) 高齢者の生活と心身の特徴、(3) 障害者の生活と心理、(4) 自立生活支援と介護、(5) 地域生活を支えるシステムの5項目である。

(イ) この科目は、介護に関する基礎的な科目として設定されていることから、介護の意義を重点的に取扱い、介護に関する基本的な知識と技術の習得を図るようにする。

(ウ) プライバシーや人権の尊重を基盤とする介護従事者の専門性や基本姿勢を理解させ、介護従事者として基盤となる職業観を育成するよう留意する。

### 〈社会福祉実習〉

#### ア 目標

介護等に関する体験的な学習を通して、総合的な知識と技術を習得させ、社会福祉

の向上を図る実践的な能力と態度を育てる。

#### イ 内容の構成と取扱い

(ア) 内容は、(1) 介護技術の基本と実際、(2) 高齢者と障害者の介護、(3) 社会福祉現場実習の3項目である。(1)及び(2)では、校内での介護実習を想定しており、それぞれ基本的・実地的な技術を段階的に身に付けさせる。その上で、高齢者の施設も含め多様な場所における実習が可能となるよう配慮する。

(イ) 現場実習においては、施設職員や利用者などとの適切な人間関係の構築、事故防止や保健衛生に関する指導に十分留意する。指導計画を綿密に作成し、事前・事後の指導を適切に行う必要がある。

### 〈社会福祉演習〉

#### ア 目標

課題研究や事例研究などの学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

#### イ 内容の構成と取扱い

(ア) 内容は、(1) 調査・研究、(2) 事例研究、(3) ケアプランの3項目である。生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、これらの項目の中から課題を設定させることとしている。また、課題の内容は2項目以上にまたがって設定することができる。

(イ) ケアプランについては、介護福祉士国家試験の受験資格が得られる教育課程を編成している学校においては必ず取り扱うものとし、社会福祉サービス利用者を想定し、自立生活支援の過程を考えて、ケアプランを作成させるよう配慮する。

## 4 質疑応答

問1 福祉に関する学科の教育課程編成に当たって、どのような配慮が必要か。

- (1) 福祉に関する学科においては、介護福祉士国家試験の受験資格及びホームヘルパー養成研修等との関連に配慮する。
- (2) 総合的な学習の時間における学習活動により、「社会福祉演習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって「社会福祉演習」の履修の一部又は全部に替えることができる。  
また「社会福祉演習」の履修により、総合的な学習の時間における学習活動と同様の成果が期待できる場合においては、「社会福祉演習」の履修をもって総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができる。

問2 介護福祉士国家試験及びホームヘルパー養成研修等に関しての配慮点は何か。

- (1) 介護福祉士国家試験の受験資格は、高等学校においては別表第一に定める教科・科目及び単位数を修めて卒業した者（厚生省令第49号第21条）と定められていることから、職業資格取得を主にする学科においては、定められた教科・科目及び単位数を修得できるように教育課程を編成する必要がある。
- (2) ホームヘルパー養成研修については、各学校が、都道府県知事にホームヘルパー養

成研修事業の申請を行い、指定されることによって実施できる（ホームヘルパー養成研修事業実施要綱、平成7年厚生省局長通知）。養成研修の概要は下表のとおりである。なお、ホームヘルパー養成研修事業が成人を対象としたカリキュラムであることから、高等学校において実施する場合は、成人に相応する生活に関わる知識・技術の習得の観点から、履修科目及び時間数を考慮する必要がある。

施行規則第21 別表第一

ホームヘルパー各課程の概要・対象者・時間

区分	教科	科 目	単位数	課 程	概 要	受講対象者	時間
必修科目	福祉	社会福祉基礎	2	1級課程	チーム運営方式の主任ヘルパー等の基幹的ヘルパーの養成研修	2級課程修了者	230
		社会福祉制度	2				
		老人介護	4				
		社会福祉援助技術	4				
		社会福祉実習	6				
		社会福祉演習	2				
	家庭	家庭一般	4	2級課程	ホームヘルプサービス事業従事者の基本研修	ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者	130
		被服 食物	2 2				
	看護	看護基礎医学	4	3級課程	ホームヘルプサービス事業入門研修	勤務時間の少ない非常勤ヘルパー、福祉公社の協力会員、登録ヘルパー等としてホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者	50
		基礎看護	4				
選択科目	社会福祉演習 家庭経営・住居又は成人看護の内から1科目	2					
合 計			38				

(平成8年8月21日厚生省令第51号)

(平成7年7月31日)

問3 普通科や総合学科など福祉に関する学科以外の学科において、福祉教科を取り扱う際に配慮すべき点は何か。

普通科や総合学科等で福祉教科を扱う場合においても人間教育を基盤とし、各科目の目標を達成できるように指導する。

総合学科において「福祉系列」を設置する場合は、介護福祉士国家試験の受験資格が得られるような教育課程を準備し、選択は生徒に委ねるようにする。また、生徒が各科目の関連や有機的な結び付きを理解できるようにするため、「社会福祉基礎」など全体を見渡せる科目を1年生に置くか、ガイダンスを実施して説明するなどの工夫が必要である。

問4 教科「福祉」の教員養成はどのようになるのか。

文部省は、教科の新設に対応し、教育職員免許法の改正を行い、高等学校の「福祉」の教員免許を創設する予定である。平成15年度からの新教育課程の実施に向け、大学における「福祉」の教員養成を行う。並行して、現職教員に対して新たに「福祉」の教員免許を付与するための現職教員講習会を平成12年度から3年間実施し、また、教員資格認定試験を実施するなど、特別免許制度の活用により「福祉」教員免許取得者を養成する予定としている。